

日本道路協会会長奨励賞 表彰実施要綱

〔目的〕

自らの創意工夫を加え、その後の業務遂行に多大な成果をあげた者を表彰し、道路技術の進展に寄与することを目的とする。

〔表彰の対象〕

- ・道路に携わる40歳まで(本年度3月31日現在)の技術者で、新設・改築・維持修繕・及びその他の管理、並びにこれらに係る広報において、尽力し顕著な功績があった個人(少人数により、共同で実施した複数の者を含む)。
- ・表彰にあたっては、現場に於いて苦勞した技術者を優先して実施。
- ・組織の長または組織の長相当の者は対象とならない。

〔功績の対象期間〕

対象となる功績は、概ね2年前までのものとする。

〔候補者の推薦〕

国土交通省地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、都道府県、政令指定市、各高速道路会社、日本道路建設業協会等に募集の依頼をし、推薦にあたっては当該者が所属する組織の長または同職相当の者の推薦が必要。

〔表彰者数〕

若干名を表彰する。

〔表彰者の決定〕

理事会で審議の上、会長が決定する。

〔表彰期日〕

表彰は、毎年1回。

附 則

この要綱は、平成26年度の募集から適用する。

この要綱は、平成27年度の募集から適用する。

この要綱は、令和1年度の募集から適用する。

この要綱は、令和6年度の募集から適用する。